

社会保障審議会企業年金部会  
確定拠出年金の運用に関する専門委員会について

**1. 設置の趣旨**

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）が成立し、個人型確定拠出年金に原則全ての国民が加入することができるようになるなど、確定拠出年金制度は、公的年金制度と相まって国民の高齢期の所得確保に係る自主的な努力を支援する制度としてその重要性を増している。

この点も踏まえ、法律の施行に当たっては、確定拠出年金の運用について、より専門的な見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」を設置する。

**2. 主な検討事項**

- (1) 確定拠出年金の指定運用方法の選定基準
- (2) 運営管理機関が提示する運用の方法の上限数
- (3) その他